

## 設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

1. 業務名称 大沼公園広域受援拠点施設整備附帯工事設計（法令手続）業務委託

2. 履行期間 契約確定日 から 令和7年9月30日 まで

3. 業務内容 大沼公園広域受援拠点施設整備工事（附帯工事）に関わる建築申請等の法令手続を行うもの。

#### 4. 計画施設

(1) 施設名称 大沼公園

(2)-1 公衆便所

a. 用途 その他

b. 対象面積 全体： 30.95m<sup>2</sup>

c. 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上1階

d. 工事内容 ☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐解体 ☐改修 ☐その他

(2)-2 備品保管庫

a. 用途 倉庫

b. 対象面積 全体： 139.6m<sup>2</sup>

c. 構造・階数 軽量鉄骨ブレース構造 地上1階

d. 工事内容 ☒新築 ☐増築 ☐改築 ☐解体 ☐改修 ☐その他

(3) 敷地

a. 所在地 春日部市大沼7丁目12

b. 敷地面積 29,300m<sup>2</sup>

c. 用途地域 市街化区域 第1種中高層住居専用

d. 防火地域 ☐防火 ☐準防火 ☒指定なし

e. 地域地区等 指定なし

## Ⅱ 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は春日部市建築設計業務委託共通仕様書による。共通仕様書と本仕様書の記載内容は、本仕様書を優先する。

□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。

### 1. 業務内容、範囲及び成果物

#### (1) 各種申請手続き業務(申請手数料除く)

□土壌汚染対策法に係る協議

■都市計画法施行規則第 60 条申請

□防災計画評定又は防災性能評定

□春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例手続き

標識看板の作成・設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、住民説明

□春日部市開発事業の手続及び基準に関する(技術基準)への適合に関する事前協議資料等の作成

□消防法施行令第 32 条に基づく申請

■計画通知申請(□構造適判)

■埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく申請

□住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請

□埼玉県建築物環境配慮制度(CASBEE 埼玉県)に関する申請

(総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む)

□建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請

□春日部市景観条例の届出

### 2. 業務の実施

#### (1) 管理技術者の資格要件

■建築士法(昭和 25 年法律 第 202 号)による一級建築士

■建築士法(昭和 25 年法律 第 202 号)による二級建築士

□建築士法(昭和 25 年法律 第 202 号)による木造建築士

#### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

a. 業務着手時

b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

c. その他( )

(3) 貸与資料等

| 貸与資料    | 電子データ | 摘要 |
|---------|-------|----|
| ■実施設計図書 | JWW   |    |

貸与場所 スポーツ推進課、貸与時期 業務着手時

返却場所 スポーツ推進課、返却時期 業務完了時

※貸与資料等は当該業務においてのみ使用を認めるものとする。

(4) 成果物の提出場所 社会教育部 スポーツ推進課 窓口

(5) 成果物

- a. 計画通知図書
- b. 都市計画法施行規則第 60 条に基づく書面の交付申請図書
- c. 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく通知図書
- d. 打ち合わせ記録

(6) 成果品の形態

成果物ごとに A 4 ファイル綴じとする。

(7) 成果物の取扱いについて

手続きに使用した図書は、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持 管理に使用することがある。

